

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百九十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月一日から適用する。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十八 (略) <u>二十九 歯科用ＣＣＴ画像診断装置を用いた不顕性齲蝕の検出率の向上及び管理療法</u> <u>シェーグレン症候群</u>	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一～二十八 (略) (新設)